癩病をかたいと云ことは、山礪河帶の誓を、しやみれかた云なれば、甲陽軍鑑は他人の僞作なること明なり。高坂彈正と云者、高野に書狀あり。香坂彈正左衞門奉納といそかみとよむなり。磯城・磯長などゝ云。いしのこと也。

おんたらしと云は、御執と書。君の持玉へる弓と云といふたる病と傳會する人あり。たる病と傳會する人あり。かの世神祇に罪せられて請いと讀誤りて誓たるなるべし。今の世神祇に罪せられて請

葉の枝にて作ると云。大なるいつはり也。となるべし。甲陽軍鑑に梵語なりと云。それを受て多羅はガラー。

にもなきことなり。佛法にもなきこと也。高泉に隨ひし僧の語りし。亡者に戒名つくることは、異國高泉の異國より持來し母の神主、長金孺人神主と題せりと、

にてはあらんかし。 との國の人のみづから作り出せる業にてはあらんかし。 降ると云は雷の落る心を忌なるべし。 とはかりの事も、この國の人のみづから作り出せる業能は元の雜劇を擬して作れる也。元僧の來り敎たるなるべし。 とはかりの事も、この國の人のみづから作り出せる業にてはあらんかし。 にたばれて黑くふすぶりたるを、

謀判とて偽印の罪を重罪にするは、律に謀反・謀叛皆十惡の

と云るなり。と云るなり。と云るなり。と云るなり。と云るなり。と云るなり。と云るなり。で手人を取と云ことも、律に闘毆罪をば多くの思へる也。下手人を取と云ことも、律に闘毆罪をば多くの思への内にて、重手おはせたる人を下手人と名付て、疵付る者の死すれば其人を殺すことなるを、誤て抵死すると、文一つ也。謀反をむほん、謀叛をぼうはんと讀分たるを、文一つ也。謀反をむほん、謀叛をぼうはんと讀分たるを、文

かりを面々に草にて後に書を花押と云。とれて、名字ばれている。今の世は率行の輩面々私印を用ゆ。官印なき故也。古は官印一官府に一つならではなし。是を月日の下に押て面は官印一官府に一つならではなし。是を月日の下に押て面は花押也。官の文言は皆物書役の書くことにて、名字ばれば名を草に書たるなり。花押の上には姓を書たること

されたるなるべし。なり。大形は金銀を寶とせるより、玉はおのづからけおとからも日本も古は玉を寶とせるに、後世には消え失たる様

出ていている。いことなり。五丈二尺を云也。學生の束脩は布一端なり。中匹を一端と云は誤り也。令に見えたるは一端も一疋も同

右十六條見。荻生可成記。

可觀小說卷四十五

事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

「、上元星出現の事事。

にての事也。

一月朔日夜寅時星象左の通に候。但江戸右の趣に候處正月二十日頃より、東北方に客星出現。彗星

旨申上候由。可中へ觸廻し候ははうき星とは申間敷候。是被成候。天文者共より言上未仕候。御尋候處彗星にて無之上樣爲御考、每々夜中吹上御亭へ出御、渾天儀を以て御覽

はむきこき星と申ものム旨申候由。軍法者共は、かぶと星と申ものの由申旨也。右雜説區々に付、有澤惣藏治韓に遺候處、左の通申來

星ならんと云。惣て恒に不を三三尺より四五尺に至る。世人彗で角は、光薄く、芒の長世人彗の場所に至る。世人彗の東北方に不見馴星あり。色

本あり。古史に出る所其似たるもの如左。偏出するを彗と云。彗も客星の内の一品にて、彗星にも品見星は客星也。客星と云は惣名にて其内に品々あり。芒氣

此星彗星に似て瑞星とす。此度の星能く似たるか。觀象玩占曰。含,譽似,彗。而不,長。亦不,堪,有,光。而行不,急、含譽星。晋書曰。含,譽光,耀似,彗星。喜則含,譽。

主"奮爭"。天棓本類、星。未銳長四丈。或出,東北方,天棓星。晋書曰。天棓本類、星。未銳長四丈。或出,東北方,